

平成30年度税制改正の配偶者控除、配偶者特別控除について紹介いたします。マイナンバーの普及もあり、最近では扶養控除に関する源泉所得税の調査が強化されています。

今回の改正では、配偶者の収入制限が引き上げられるとともに、給与所得者の所得制限が設けられ、一律だった控除額が、給与所得者の合計所得額に応じて控除額が段階的に定められました。また、給与所得者の合計所得額には上限があり、**給与所得者の合計所得額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び特別配偶者控除の適用が出来なくなりました。**

配偶者控除

従来の配偶者控除は、配偶者の年収が103万円以下の場合、一律38万円の控除を受けることが出来ましたが、今回の改正により居住者の所得制限が設けられたため、居住者の所得に応じて控除額が変わってきます。

配偶者特別控除

配偶者特別控除については、適用対象となるのは所得76万円未満（年収141万円）までとされておりましたが、今回の改正により所得123万円以下までと適用枠が拡大されました。また、所得85万円（年収150万円）までは配偶者控除と同額の控除を受けることが出来ます。

ただし、**年収が130万円をこえると社会保険の扶養からは外れてしまうため、個々での社会保険加入等が必要になり負担が増加するケースもあります**のでご注意ください。

【イメージ図】

